

広島市告示第309号

令和8年6月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、指定納付受託者の事務所の所在地の変更の届け出があったため、同条第4項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定納付受託者の名称及び変更後の事務所の所在地
名 称 大和ハウスフィナンシャル株式会社
変更後の事務所の所在地 大阪府中央区北浜4丁目1番1号
- 2 変更した日
令和8年5月7日